

# 武蔵村山市第三次環境基本計画

(令和8年度～令和17年度)

概要版



令和8年3月

武蔵村山市

## 環境基本計画の基本的事項

### 1 計画の策定の背景と目的

本市は、狭山丘陵の豊かな自然を有し、都心近郊のみどり豊かな住宅都市として、自然や文化、産業、観光が一体となったまちづくりに取り組んでいます。一方で、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国においても2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、循環型社会、生物多様性の保全への対応など、環境をめぐる状況は大きく変化しています。

本市では、平成16年度に制定した「武蔵村山市環境基本条例」に基づき、平成18年度に「武蔵村山市環境基本計画」、平成28年度に「武蔵村山市第二次環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、この度、第二次計画の策定から10年が経過し、国内外の社会情勢の変化や新たな環境課題へ対応するため、「武蔵村山市第三次環境基本計画」を策定しました。

### 2 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例に基づき定めるもので、「武蔵村山市第五次長期総合計画（令和3年度～12年度）」を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として、位置付けています。

なお、「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針」などの関連計画等における環境に関する施策とも整合性を図ります。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、計画期間中であっても、環境問題や社会情勢等の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、武蔵村山市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や国、東京都との連携を図ります。

### 5 計画の推進主体とその責任と役割

主 体	主な責任と役割
市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自ら率先して環境負荷の低減に取り組みます。</li><li>● 環境に関する施策を策定し、市民・事業者と連携を図りながら取組を実施します。</li><li>● 市民・事業者が環境保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供、活動の支援を行います。</li></ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。</li><li>● 環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組めます。</li><li>● 環境に配慮された製品やサービスを優先的に選択します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。</li><li>● 事業活動に係る製品等を使用又は廃棄することによる環境への負荷を低減するために、主体的に取り組めます。</li><li>● 環境負荷の低い製品やサービスの提供に努めます。</li><li>● 環境の保全等に関する情報を積極的に収集・活用するとともに、地域活動へ参加します。</li></ul>

## 6 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然・都市環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「気候変動」として区分します。また、これらの4つの環境区分と横断的に関わる「環境学習と参加・協働の推進」を範囲に含めます。

## 望ましい環境像と施策体系

### 1 望ましい環境像

市民が描く、将来の武蔵村山市の環境像は、豊かな自然環境を有しているとともに、安心して快適に暮らせるまちであり、その実現のためには、市民一人一人が環境を考えて行動していく必要があります。

こうしたことから、本計画では本市が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

一人一人が環境を考え  
安心して快適に暮らせるまち  
むさしむらやま

### 2 5つの基本施策柱と環境目標

望ましい環境像を実現するため、本計画では5つの基本施策柱を設定します。

#### 基本施策柱1 自然と共生するまちの創造

環境目標 まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

#### 基本施策柱2 脱炭素社会への移行

環境目標 ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、エネルギーの有効利用を行う

#### 基本施策柱3 循環型社会の構築

環境目標 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を全員参加で進める

#### 基本施策柱4 快適で安全な生活環境の確保

環境目標 環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

#### 基本施策柱5 環境学習と参加・協働の推進

環境目標 環境活動への参加と次世代を育成する

【参考：10年後の武蔵村山市のイメージ】

10年後の武蔵村山市は、どのようなまちになっているのでしょうか。

望ましい将来像の実現に向けて取り組んだ先に、このようなまちの姿になっているのではないかとあるべき姿を描きました。

○脱炭素社会への移行が進んでいます

- 市民や事業者は、暮らしや事業活動において省エネルギー行動を実践し、再生可能エネルギーを活用した暮らしが広がっています。
- 電気自動車や公共交通、自転車や徒歩など、環境への負荷の少ない移動手段を率先して活用しています。

○快適で安全な生活環境が守られています

- 環境基準が遵守され、川には清らかな水が流れ、空気がきれいで、市民は健康的な生活を送っています。
- まちは美しく保たれ、ポイ捨てや不法投棄もなく、景観や歴史的な文化資源が大切にされています。

○自然が大切にされ、人と自然が共生したまちになっています

- 狭山丘陵や住宅地の生け垣、農地、川など、まちのみどりを子どもも大人も本市の宝物として大切にしています。
- 市・市民・事業者が協力し、自然環境の保全と創出に積極的に取り組んでいます。

○循環型社会が定着しています

- 市民・事業者が協力し、ごみの削減や資源のリサイクル、リユースが当たり前の行動として定着しています。
- 地域では、ごみの分別や資源化が徹底され、資源が循環する社会が確立されています。

○環境学習と参加・協働が広がっています

- 子どもたちは、学校や地域での環境学習を通じて、自然や環境を大切に思い、環境に配慮した行動が日常となっています。
- 市民や事業者も、地域の環境活動や協働の取組に積極的に参加し、環境を守り育てる文化が根付いています。

<武蔵村山市の将来イメージ図>



## 望ましい環境像の実現に向けた主な取組

### 基本施策柱1 自然と共生するまちの創造

**環境目標** まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

取組方針	主な取組の項目
① 狭山丘陵の樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 狭山丘陵地の保全</li> <li>■ 里山等とのふれあいの場の推進</li> </ul>
② 水辺環境の保全と水循環の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多自然川づくりの推進</li> <li>■ 河川の水質保全</li> <li>■ 水量確保の対策</li> <li>■ 雨水浸透・貯留施設の設置の推進</li> <li>■ 水辺とのふれあいの場の推進</li> </ul>
③ 生物多様性保全と向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 動植物の情報収集・情報提供の実施</li> <li>■ 外来生物対策・獣害対策</li> </ul>
④ 街路樹・公園等の整備と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 街路樹等の管理</li> <li>■ 公園の整備の推進</li> <li>■ ボランティアと協働した公園・緑地等の維持管理、ボランティア育成</li> </ul>
⑤ 民有地等の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保存樹木・樹林の保全</li> <li>■ 社寺林の保全策等検討</li> <li>■ 公共施設及び民有地内の緑化の推進</li> </ul>
⑥ 農地の保全と農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農地の保全</li> <li>■ 地産地消の推進</li> <li>■ 多様な農の担い手の育成</li> <li>■ 環境に優しい農業支援</li> <li>■ 農業とのふれあいの場を通じた食育の推進</li> </ul>

### 基本施策柱2 脱炭素社会への移行

**環境目標** ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、エネルギーの有効利用を行う

取組方針	主な取組の項目
① 再生可能エネルギーの導入・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生可能エネルギー設備等の導入拡大</li> <li>■ 再生可能エネルギーの利用拡大</li> </ul>
② 省エネルギーの取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭・事業所における省エネルギー対策の促進</li> <li>■ 建築物の省エネルギー対策の促進</li> <li>■ 公共施設における率的取組の推進</li> </ul>
③ まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移動手段の脱炭素化の促進</li> <li>■ スマートコミュニティの推進</li> <li>■ 地域の事業者等との連携</li> <li>■ 吸収源対策の推進</li> </ul>
④ 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然災害への備えと影響軽減の取組推進</li> <li>■ 熱中症等対策の推進</li> <li>■ 生活や事業活動への影響対策の推進</li> </ul>
⑤ 行動変容につながる基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進</li> <li>■ 環境教育・環境学習の推進</li> <li>■ 気候変動対策に関する情報受発信の充実</li> </ul>

### 基本施策柱3 循環型社会の構築

#### 環境目標 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を全員参加で進める

取組方針	主な取組の項目
① ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみと資源の分別の徹底</li> <li>■ 可燃ごみの減量化</li> <li>■ 資源品目の拡大</li> <li>■ 事業者に対する要請、指導等</li> </ul>
② 資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主的なごみ減量に対する支援</li> <li>■ 販売事業者への要請</li> <li>■ 再生品の利用の促進</li> <li>■ リユース拡大の普及啓発</li> <li>■ 拡大生産者責任の要請</li> </ul>
③ 食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 食品ロス削減の推進</li> <li>■ フードドライブの実施</li> <li>■ 飲食店への食品ロス削減普及啓発</li> </ul>
④ プラスチック使用削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 製品プラスチックの資源化の検討</li> <li>■ イベント等でのプラスチック製品使用削減</li> <li>■ 使い捨てプラスチックの使用削減の推進</li> </ul>
⑤ 適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭ごみの適正処理</li> <li>■ 搬入物調査の実施</li> </ul>

### 基本施策柱4 快適で安全な生活環境の確保

#### 環境目標 環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

取組方針	主な取組の項目
① 継続的な監視等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定期的な調査・環境基準の達成</li> <li>■ 事業所等への監視・指導</li> <li>■ 横田飛行場及び立川飛行場周辺の航空機騒音対策</li> </ul>
② 有害物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有害化学物質の使用抑制・適正管理</li> <li>■ アスベスト対策</li> <li>■ 野焼きの規制と指導の強化</li> <li>■ 有害化学物質及び新たな環境に関する情報の収集、発信</li> </ul>
③ 生活マナー向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活騒音についての知識やモラル向上</li> <li>■ まちの美化の推進</li> </ul>
④ 不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不法投棄の監視・パトロールの実施</li> <li>■ 土地の所有者等に対する適正な管理の要請</li> <li>■ 市民・事業者の意識啓発の実施</li> </ul>
⑤ 空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 空き家の発生の抑制と適切な管理の促進</li> <li>■ 空き家の流通・利活用の促進</li> <li>■ 管理不全な空き家への対応</li> </ul>
⑥ 良好な景観づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 狭山丘陵地等と調和した景観の保全</li> <li>■ 無電柱化の推進</li> <li>■ まちづくりの契機に合わせた良好な都市景観の創出</li> <li>■ 地域特性を生かした公共施設の整備の推進</li> </ul>
⑦ 歴史的文化遺産の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歴史的文化遺産の保全</li> <li>■ 市内の自然や文化財等の情報提供</li> </ul>

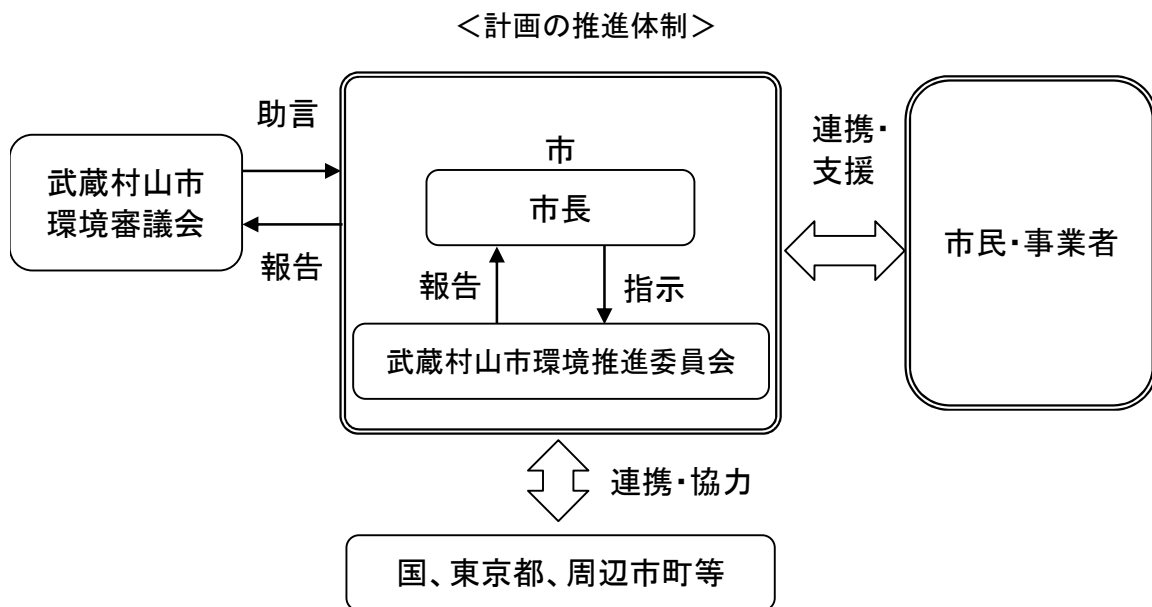
## 基本施策柱5 環境学習と参加・協働の推進

### 環境目標 環境活動への参加と次世代を育成する

取組方針	主な取組の項目
① 積極的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境に関する情報の収集・情報の提供</li> <li>■ 動植物の情報収集・情報提供の実施</li> </ul>
② 環境学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校での環境教育の推進</li> <li>■ 体験学習を取り入れた学習の機会の提供</li> <li>■ 学校等への環境教育人材の派遣</li> <li>■ 学校職員への環境教育に関する研修実施</li> </ul>
③ 連携・協働による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援</li> <li>■ 地域での環境人材、環境団体の育成</li> <li>■ 環境活動把握、情報発信</li> </ul>

### 計画の推進体制

本計画の実効性を確保するため、推進体制を確立し、計画の進行管理を行います。



武蔵村山市第三次環境基本計画に関して、より詳しいことは、  
武蔵村山市ホームページを御覧ください。



武蔵村山市第三次環境基本計画（令和8年度～令和17年度）概要版

令和8年3月発行

武蔵村山市 環境部 環境課

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 TEL 042(565)1111(代表)



武蔵村山市